

始良・伊佐地域食育支援体制推進要領

1 趣旨

近年，農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され，食料生産のみならず国土保全，水源かん養，景観形成，伝統・文化の保存継承，都市住民への保健・休養の場の提供などのほか，生産活動体験等が子どもたちの人格の形成にも重要な役割を果たしていることが認められている。

このため，関係機関・団体による「食育」に係る支援体制を整備することにより，将来の社会を担う子どもたちに，農林水産業・農山漁村の役割，食の楽しさや大切さ，食と健康などについて理解を促す機会を創出する。

2 食育支援の種別と内容

種別 区分	農 業	林 業	水 産 業	流通・加工 食と健康
生活活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体験など	定置網・地びき網による魚獲りや稚魚等の放流体験など	
出前授業	農業の役割と農産物の生産や流通の仕組みなど（フラーアレンジメント体験も含む）	森林の役割や木材，椎茸等の生産と流通の仕組みなど	水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	かごしま版食事バランスガイドによる食生活改善等の講話など
施設見学	栽培施設や食品加工施設，青果市場，家畜市場，農産物集選果施設，畑地かんがい施設等の現地見学	木材加工施設，特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場，水産加工施設，養殖施設等の現地見学	食品関連企業（漬物工場，焼酎工場，量販店等）の施設等の現地見学
調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，生産活動体験で漁獲された生産物や地域で獲れた魚介類を利用した調理・加工体験	
情報提供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供，各施設や関係団体等の仕事内容の紹介とDVDの提供等			

3 対象者

- (1) 市町教育委員会等を通じて申込みのあった小学校・中学校等の児童・生徒，教師及び保護者
- (2) 上記(1)以外の一般。保育所（園），幼稚園，私学の小・中学校，高等学校，大学等の生徒等，教師及び保護者とする。（以下，「一般対象」という。）

4 食育支援リストの作成及び整備

食育支援リストの整備は以下の手順で実施する。また，支援リストの登録については，本人の同意を得ることとする。（別添）

支援リストの作成は，始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課（農業振興係）（以下，「総合窓口」という。）から各機関・団体等に毎年度，作成，見直しを依頼する。

関係機関・団体等は，これまでの「食農教育の体験メニューごとの具体的な支援リスト」（以下，「支援者リスト」という。）を見直し，総合窓口に提出する。また，必要に応じて「食育支援リスト登録用紙」（別紙1）にて支援募集を行い，支援リストを作成する。

5 食育支援の連携

食育支援の実施にあたっては，始良・伊佐教育事務所と連携を図るとともに，始良・伊佐地域振興局農林水産部（農政普及課，林務水産課，農村整備課），始良・伊佐地域振興局農林水産部伊佐市駐在（農政普及課，林務水産課），始良家畜保健衛生所，農業開発総合センター畜産試験場，森林技術総合センター，市町（農・林・水産担当課等），農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，九州農政局鹿児島地域センター，国分中央高校，伊佐農林高校，工業技術センター等食育の支援を実施している関係機関・団体と連携し，協力して支援を実施する。

また，生産活動の体験等については，始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課（農業振興係）とし，支援の申込みに対する対応の分担等については，農政普及課が調整する。

6 食育支援の窓口

総合窓口については，始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課（農業振興係）とし，支援の申込みに対する対応の分担等については，農政普及課が調整する。

7 支援の実施手順

(1) 食育支援の申し込み

ア 総合窓口は，前年度の10月末日までに食育支援についての周知と支援希望校への「食育支援年間計画書兼申込書」（別紙2）の提出を，教育事務所を通じて各小中学校に依頼するとともに，支援者リストも配布する。

また，支援を希望する小中学校は「食育支援年間計画書兼申込書」（別紙2）を1月末日までに，総合窓口へ提出する。

イ 一般対象者からの食育支援の問い合わせについては，総合窓口で，食育支援リストの中から，（別紙3）により支援候補者を紹介する。併せて，（別紙4）により支援者へ連絡する。

(2) 食育支援の決定

総合窓口は，各「食育支援年間計画書兼申込書」（別紙2）を取りまとめた後，食育支援の決定を教育事務所を通じて小中学校へ通知する。

8 食育支援の実施

食育支援の実施にあたっては、支援決定後、支援を行う関係機関・団体等と支援を希望する者が直接連絡調整を行うものとする。なお、計画を実施出来なくなった場合は、「食育支援中止申請書」（別紙6）を総合窓口へ提出する。

9 食育支援にかかる実績報告

(1) 実績報告提出

ア 支援を受けた小中学校は、支援を受けた日から概ね1ヶ月以内に「食育支援実施報告書」（別紙5）を総合窓口へ提出する。

イ 一般対象の方は、支援を受けた日から概ね1ヶ月以内に「食育支援実施報告書」（別紙5）を総合窓口へ提出する。

(2) 実績取りまとめ

総合窓口は、学校等からの結果報告を取りまとめ、教育事務所へも通知する。

10 食育支援に係る経費

支援にかかる経費については、原則として対象者の負担とする。

11 その他

この要領に規定のない事項については、必要に応じて始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課で調整を図り決定する。

なお、別途各種事業で実施している食育の支援については、この推進要領の対象外である。

附則	この要領は、平成13年10月29日から適用する。
	この要領は、平成19年4月24日から適用する。
	この要領は、平成21年10月28日から適用する。
	この要領は、平成24年4月2日から適用する。
	この要領は、平成26年10月28日から適用する。
	この要領は、令和5年11月20日から適用する。

食育支援年間計画書兼申込書

令和 年 月 日

始良・伊佐地域振興局農林水産部長 殿

学校名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

このことについて、下記のとおり提出します。

記

区 分	内 容		
希望する支援の日時 および実施場所 (予定)	日時： 場所：	日時： 場所：	日時： 場所：
支援者希望対象者と 人 数	学年： 人数：	学年： 人数：	学年： 人数：
支援する支援内容の 種別 (○で囲む)	農業・林業・水産業 流通, 加工・食と健康 生産活動体験・出前授業 施設見学・情報提供 調理・加工体験	農業・林業・水産業 流通, 加工・食と健康 生産活動体験・出前授業 施設見学・情報提供 調理・加工体験	農業・林業・水産業 流通, 加工・食と健康 生産活動体験・出前授業 施設見学・情報提供 調理・加工体験
実施の趣旨とねらい			
希望する支援の 具体的内容			
支援を希望する 機関・団体名等 (※)			

※希望がある場合に記入してください。なければ総合窓口で斡旋を行いますので、空欄で提出してください。

(支援者として一般対象へ紹介した旨、支援者への連絡用)

令和 年 月 日

様

始良・伊佐地域振興局農林水産部長

食育支援について (依頼)

このことについて、あなたを食育支援者として下記の方へ紹介しましたのでお知らせします。

支援希望者等から直接支援依頼がある予定です。依頼がありましたら、御協力くださいますようお願いいたします。

記

区 分	内 容	
支援希望者	住所： 連絡先 TEL ， FAX	
支援内容の種別 (○で囲む)	種別	農業 ・ 林業 ・ 水産業 流通，加工 ・ 食と健康
	メニュー	生産活動体験 ・ 出前授業・施設見学 調理，加工体験 ・ 情報提供
支援希望日時及び 実施場所	日 時：令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 場 所：	
支援対象者及び人数		
備 考		

(食育を受けたもの(一般も含む)の報告用)

食育支援実績報告書

令和 年 月 日

始良・伊佐地域振興局農林水産部長 殿

学校名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

このことについて、下記の通り報告します。

記

区 分	内 容	
希望する支援内容の 種別 (○で囲む)	種別	農業 ・ 林業 ・ 水産業 流通, 加工 ・ 食と健康
	メニュー	生産活動体験 ・ 出前授業・施設見学 調理, 加工体験 ・ 情報提供
支援を受けた 日時及び場所	日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 場 所 :	
支援対象者 及び人数		
支援を受けた農林水 産業・食育支援者 機関団体等名		
受けた支援の内容		
支援を受けた 感想, 要望等		